

公共鹿第638号  
令和7年10月29日

任意継続組合員様

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

### マイナ保険証への移行に伴う資格確認書の一斉交付等について（通知）

このことについて、令和6年12月2日からマイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード。以下同じ。）を基本とする制度に移行したところですが、令和7年12月1日をもって既存の組合員証等（組合員証及び被扶養者証。以下同じ。）の利用が終了することに伴い、マイナ保険証を利用できない方に、切れ目なく保険診療を受けられるよう、組合員からの申請によらず資格確認書を一斉交付することとします。

つきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので御承知おきください。

記

#### 1 資格確認書の職権交付について

##### （1）交付対象者について

データ抽出時点で任意継続組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）として資格を有しており、かつマイナ保険証を利用できないことを当支部が確認できた組合員等。

##### （2）同封書類

- ① 資格確認書
- ② 意思表示欄保護シール

##### （3）資格確認書の取扱いについて

資格確認書交付後にマイナ保険証を利用できるようになった場合でも、原則として資格確認書の返却は必要ありません。ただし、資格確認書の有効期限内に資格喪失・認定取消となった場合は、資格喪失申出書又は被扶養者認定（取消）申告書と併せて資格確認書を返却してください。

#### 2 組合員証等の経過措置終了後の取扱いについて

既存の組合員証等（青い保険証）については、当支部への返却は不要です。個人情報を含むため、本人で適切に破棄してください。

ただし、令和7年12月1日以前に資格喪失・認定取消となる場合は、従前どおり資格喪失申出書又は被扶養者認定（取消）申告書と併せて組合員証等を返却してください。

#### 3 令和7年12月2日以降の医療機関等への受診方法について

マイナ保険証を持っている場合は、マイナ保険証を医療機関等の窓口に提示してください。マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書を提示してください。

マイナ保険証の有無	受診方法
マイナ保険証を持っている	マイナ保険証を利用 ※医療機関等がマイナ保険証に対応していない場合は、マイナ保険証と併せて資格情報のお知らせ又はマイナポータルの資格情報画面を窓口に提示してください

マイナ保険証の有無	受診方法
マイナ保険証を持っていない	<u>資格確認書</u> を利用 ※70歳以上の組合員等で、資格確認書に負担割合が記載されていない場合は、高齢受給者証も併せて提示してください

#### 4 マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

マイナンバーカードを持っていても、ご自身で健康保険証としての利用登録をしていないとマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。令和7年12月2日以降、医療機関等で保険診療を受ける際は、マイナ保険証が基本となりますので、利用登録へのご協力をお願いします。

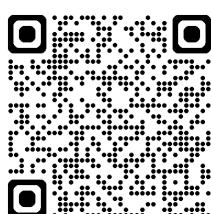
なお、自分が利用登録をしているかわからない場合は、マイナポータルのホームタブ内「証明書」エリアの「健康保険証」ページから確認を行ってください。

#### 5 その他

- (1) マイナ保険証保有者には、原則として資格確認書の交付は行いません。マイナ保険証の利用登録解除を申請する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。
- (2) マイナ保険証保有者であるが、要配慮者（マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者）に該当し、資格確認書の交付を希望する場合は、「資格確認書（再）交付申請書（整理番号8-1）」を当支部まで提出してください。
- (3) マイナ保険証移行後の取扱いについては、令和6年11月29日付け公共鹿第802号「マイナ保険証への移行に伴う今後の取扱いについて」を御確認ください。
- (4) 各種手続書類等の様式や今後のお知らせ等は、隨時公立学校共済組合鹿児島支部のホームページに掲載しますので、確認していただきますようお願いします。

〈鹿児島支部ホームページはこちら〉

<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>



##### 問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部  
 (鹿児島県教育庁総務福利課内)  
 福利係 井村  
 TEL: 099-286-5217